



2017年度 スポーツ安全保険、JMRC関東見舞金制度
主要項目の対比表

| | スポーツ安全保険 | | JMRC関東 見舞金制度 |
|----|---|----------|---|
| 1. | JMRC 関東に加盟しているクラブ及び加盟の団体の行事で、団体で行う活動であれば、公認競技会であるか無いかを問わない。走行会、練習会、講習会、会議なども対象となる。自動車博物館の見学や、ドライブ会等でもよい。JAF公認競技会にクラブ代表として一人で参加する場合も補償対象。 | | 全国のJAF公認競技会のみが対象。 |
| 2. | アマチュアのみ加入可。プロは加入できない。JAFライセンス所持の有無を問わない。 | | プロ、アマを問わず加入できるが、JAFライセンス所持者であることが必要。（*ワンイベント加入のみ、ライセンス所持の有無を問わない） |
| 3. | 自宅からの通常の経路往復中も対象となる。 | | 自宅からの往復中は対象にならない。 |
| 4. | 下記に該当するものを除いて、個人的な観戦は団体管理下に該当しないため補償の対象とならない。 補償の対象となる観戦活動 ・当該イベントに関与している者が観戦する場合 ・競技会等に参加する者の家族が観戦する場合。（A2区分加入者） ・各クラブで団体として観戦する場合 | | 単独観戦の場合でも、公認競技会であれば対象となる。 |
| 5. | 4月1日～翌年の3月31日までを年度とする。加入手続き後当該年度有効。 | | ←同左 |
| 6. | 年間を通しての加入のみとなる。ワンイベント加入は無い。 | | *ワンイベント加入は可能。補償額は次のとおり。 1・ライセンス所持者においては全国共同共済とリンクするので、正規加入者と同一。 2・ライセンス未所持者は、JMRC 関東のみで補償するので差異が生じる。後述の補償金額欄を要参照。 |
| 7. | 1・申込締切は毎年2月末日とする。そして同年4月1日から有効とする。 2・追加加入申込または3月以降の申し込みについては、JMRC 関東が4月1日以降にスポーツ安全保険の加入手続きを行った場合は、JMRC 関東がスポーツ安全保険の加入手続きを行った日の翌日午前0時から有効となる。（JMRC 関東に掛金を払い込んだ日から有効とはならない。） | | 1・JMRC 関東に申込と入金があった時点から有効。 2・申込は期日を切って、先着順とする。 ■第1次募集：毎年12月1日～2月末まで。定数になった時点で締め切る。 ■第2次募集：残余枠について、順次受け付ける。 ■ワンイベント加入希望は、第1次締切り以降において、残余枠がある範囲で、適宜受け付ける。 |
| 8. | 日本国内のみ有効 | | ←同左 |
| 9. | 加入費と補償額 | 登録加入費用 | C区分 1,850円 B区分 1,200円 A1・A2区分 800円 *ワンイベント加入 1,500円 |
| | | 死亡補償 | C、A1・2区分 20,000,000円 B区分 6,000,000円 10,000,000円 （*ワンイベント加入でライセンス未所持者、未公認コース使用時は最高額で500万円。） |
| | | 突然死葬儀費用 | 1,800,000円 |
| | | 後遺障害（最高） | C、A1・2区分 30,000,000円 B区分 9,000,000円 10,000,000円 （*ワンイベント加入でライセンス未所持者、未公認コース使用時は最高額で500万円。） |
| | | 入院見舞金 | C、A1・2区分 1日目につき 4,000円 B区分 1日目につき 1,800円 死亡、後遺障害とならない1事故で7日以上連続入院時のみ適用。（同一年度内総額500万円が上限） 7日～20日＝100,000円 21日～90日＝200,000円 91日～＝300,000円 |
| | | 通院見舞金 | C、A1・2区分 1日目につき 1,500円 B区分 1日目につき 1,000円 |
| | | 賠償責任保険 | 1事故最高5億円 但し身体賠償は1人1億円。 無し |